

沖縄労働局発表
令和3年9月8日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長 仁木 真司 賃金室長 梅澤 栄 電話：098 - 868 - 3421
----	--

令和3年度沖縄県最低賃金は
『 時間額 820 円 』
令和3年10月8日(金)より発効

沖縄県最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年7月1日、沖縄労働局長から沖縄地方最低賃金審議会に対し諮問を行い、同審議会は、8月12日、現行の最低賃金の時間額792円を28円引き上げ(引上率3.5%)、820円に改正することが適当である旨の答申を行いました。これを受けて沖縄労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、8月27日に今年度の沖縄県最低賃金の改正を決定しました。本日、官報公示が行われ、改正額は令和3年10月8日(金)から発効することとなります。

- 1 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則が適用されます。(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。)
- 2 沖縄労働局では、今年度の最低賃金額の改正に当たり、県内各市町村や事業者、労働者団体などの協力を得て、周知を図るほか、労働局幹部などによる街頭キャンペーン等を行うことを予定しています。
- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」(電話0120-420-780、0120-420-781)を設けている他、
 - ・雇用調整助成金等によるコロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援

- ・業務改善助成金
- ・事業再構築補助金

について、県内の中小企業・小規模事業者の皆様にご利用いただけるよう支援措置の周知を強力に推進しつつ（別添 1 参照）、また、監督指導の徹底を行っていくなど、最低賃金引上げの環境整備に向けて関係機関と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

中小企業・事業者の皆様

最低賃金引上げ前に至急ご確認を

～以下の3つの支援策を是非ご活用ください！～

令和3年10月8日(金)より沖縄県最低賃金が「時間額820円」に引き上がります!!!

1. 業務改善助成金

中小・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するものです！

- ① 対象事業場：「事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**」、「事業場規模**100人以下**」の2つの要件を満たす事業場（助成率：費用の「**8割～9割**」）
- ① 年度内に**2回**まで申請ができます！
⇒ 例：最低賃金額の引上げ前（現行792円）と引上げ後（審議会答申通りであれば10月8日に820円の予定）に申請する等の方法があります。
- ③ 最大**600万円**の助成が受けられます！
- ④ 設備投資の範囲として生産性向上に資する**自動車やパソコン等**も補助対象となります！
- ⑤ **交付申請期限は令和4年1月31日**まで（予算がなくなり次第終了）！
- ⑥ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！
⇒<コールセンター> 8:30～17:15（平日のみ）

【電話番号】**03-6388-6155**

⇒<厚生労働省HP>

業務改善助成金

検索

沖縄労働局のホームページ



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

2. 雇用調整助成金の特例措置等

- ① 雇用調整助成金等について、**11月末**までは感染が拡大している地域・特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、**助成率は最大10割**を確保する予定！
- ② 業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を**令和3年7月16日**以降に一定額以上引き上げる場合、**10月から12月までの間、休業規模要件を問わずに助成金を支給**します！
- ③ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！
⇒<コールセンター> 9:00～21:00（年中無休）

【電話番号】**0120-60-3999**

⇒<HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



3. 中小企業等事業再構築促進事業

- ① **新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編**又はこれらの取組を通じた**規模の拡大等**、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等に対して、**最大8,000万円の補助金**が出ます！
- ② **特に最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上いれば、補助率が引き上げられ、補助金が受けやすくなります！**
- ③ 第3回公募の申請受付は**8月30日**から開始しており、締切りは**9月21日（火）**です。（さらに2回程度の公募を予定）
- ④ 詳しくはコールセンター又は補助金事務局HPまで。
⇒コールセンター 9:00～18:00(日祝日を除く)

<ナビダイヤル>**0570-012-088**

<IP電話用>**03-4216-4080**

⇒<補助金事務局HP>

<https://jigyou-saikouchiku.go.jp/>

【経済産業省/中小企業庁】



